

社会福祉法人康済会報酬等支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人康済会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）について、定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事を言う。
- (2) 評議員とは定款第7条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第9条及び第24条に定める評議員及び役員は無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席費用)

第4条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により費用を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用を支給する。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事については、本規程に基づく費用はこれを支給しない。

(監事の費用)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により費用を支給する。

なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合には、第2項の費用は加えてこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用を支給する。

(理事長の出勤費用)

第6条 理事長が業務執行のために法人事務所に出勤したときは、別表2により費用を支給する。ただし、理事長が理事会または評議員会に出席し、同日にあわせて業務を行った場合には、費用は加えてこれを支払わないものとする。

(費用の支給方法)

第7条 費用は、現金をもって本人に支給または支払いするものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

別表 1 (会議費用)

名 称	職 務	費用弁償額
理事会出席費用	理事長	8,000 円
	理 事	8,000 円
	監 事	8,000 円
評議員会出席費用	評議員	8,000 円
	理事長	8,000 円
	理 事	8,000 円
	監 事	8,000 円

別表 2 (業務費用)

名 称	職 務	費用弁償額
業務費用	理事長	8,000 円
	理 事	8,000 円
	監 事	8,000 円